

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和4年5月26日（木）

白井市役所本庁舎2階災害対策室1

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 契約の変更議案にかかる意見聴取について

議案第2号 令和4年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について

4. その他

---

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 川嶋 之絵

委員 齊藤 豊

委員 中里 敏康

委員 松田 加奈子

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長 本間 賢一

教育総務課長 金井 早苗

文化センター長 高花 宏行

書記 中村 妃佐

書記 鈴木 美菜

午後4時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和4年第3回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは初めに、出席者数を御報告いたします。本日の出席委員数は5名全員出席です。

---

○会議録署名人の指名

○金井教育総務課長 会議録署名につきましては、教育長より事前に中里委員、松田委員の指名がございましたので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

これより議事に入ります。

本日の議事進行については、教育長にお願いいたします。

---

議案第1号 「契約の変更議案に係る意見聴取について」

○井上教育長 はい。それでは、議決事項。

議案第1号からです。「契約の変更議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

金井課長。

○金井教育総務課長 それでは、議案第1号「契約の変更議案に係る意見聴取について」ご説明します。

本案は、令和4年第2回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

本案につきましては、令和4年第1回白井市議会定例会の議決を経て締結しました、七次台中学校校舎改修工事に係る契約について、労務単価の改訂に伴い変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、裏面をご覧ください。

1、契約の目的は七次台中学校校舎改修工事です。2、変更契約事項は契約金額のところになります。当初契約金額6億1,490万円、変更契約金額6億1,920万5,645円、変更による増額は430万5,645円です。3、契約の相手方は、千葉市中央区新千葉二丁目1番8号、株式会社富士工千葉支店支店長古畑元です。

次に3ページ目の議案第1号資料をご覧ください。

1、原契約の契約日は令和4年3月11日、議会の議決は令和4年3月17日です。2の原契約書の工期は、令和4年3月18日から令和5年2月24日までです。

3の変更理由をご説明します。

国において、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保を図るため、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を定められましたが、新労務単価は、令和3年3月から適用されている公共工事設計労務単価（旧労務単価）と比較して、全業種平均で2.5%上昇したことから、令和4年3月1日以降に契約を締結した工事のうち旧労務単価を適用しているものは、請負代金額の変更を協議することができる特例措置が設けられたところです。

こうした国からの通知により、市においても、国と同様の特例措置を講じることとし、この特例に該当する本工事の受注者に対し通知をしたところ、受注者側から請負代金額変更協議の請求がなされたため、原契約書約款第61条の規定に基づく協議を経て、契約を変更するものでございます。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この議案第1号につきまして、御質問等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 ご意見・質問がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号につきましては原案のとおり決定します。

---

議案第2号 「令和4年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」

○井上教育長 次に、議案第2号 「令和4年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○金井教育総務課長 議案第2号 「令和4年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」ご説明します。

本案は、令和4年第2回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規程に基づき、意見を求められたことによるものでございます。

裏面、資料をご覧ください。教育部から企画財政部財政課に予算を要求した補正額の一覧でございます。この表により概要を説明させていただきます。課等名は文化センターです。9款4項5目、文化センター管理運営に要する経費、補正前が8千5百5万5,200円、補正要求額199万円の増額、補正後の額8千7百4万2,000円です。

補正理由につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した、文化センターの新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費を補正するものです。

場所は、地下や窓がないなどの理由から換気ができない、換気がしにくい、文化センターの楽屋、練習室、図書館、プラネタリウムなどの各施設について、今後、市民の利用が本格化することが見込まれることから、ウイルス除菌機やサーキュレーターなどの換気等のために必要な備品を整備するための所要額を補正するものでございます。説明は以上となります。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、この議案第2号について、御質問等があればお願いします。

○中里委員 この補正分は、コロナに関するもので、国から補助は出ないのですか。

○金井教育総務課長 国の地方創生臨時交付金が財源として充てられます。

○中里委員 ありがとうございます。

○井上教育長 他にありますか。

○齊藤委員 地下や窓がないなどの理由で換気ができないということですが、天井に換気扇はついていないのですか。他にプラスでということですか。

○高花文化センター長 文化センターにつきましては、ビル管理法に基づく換気はなされております。例えば、地下の練習室は、窓がなく出入口も1箇所ということが一つございます。体を使ってダンスを踊ったり、また、声を出して発声練習をするなど、静かにおとなしく利用するものではございませんので、部屋が狭いために通常の換気ですと心配な部分があります。

今後、本格的な利用が見込まれてまいりますので、窓を開放して換気できる部屋であれば対応できる場所ですが、代替案として、サーキュレーターによる換気やウイルス除菌機で除菌することによって安心・安全に使っていただく、ということになります。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○井上教育長 他にございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 ないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号につきましては原案のとおり決定します。

以上で、本日の議決事項に係る議事については終了いたしました。

これ以降の進行については、事務局をお願いします。

○金井教育総務課長 教育長さんには議事の進行を行っていただき、ありがとうございました。

---

その他

○金井教育総務課長 では、その他に入ります。何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○金井教育総務課長 ないようですので、以上をもちまして本日の会議は終了いたします。

次回の会議定例会は6月2日、木曜日、午後2時からとなります。

本日はお疲れさまでした。

午後4時11分 閉 会